



JAL Cargo Sales Co.,Ltd.

JAL Bldg. 16F

4-11, Higashi-shinagawa 2 chome

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Tel: 03-5460-5746(～8) / Fax: 03-5460-5859

JCS-INFO-08-033

2009年2月23日

お客様各位

株式会社 ジャルカーゴセールス

燃油サーチャージ制度の改定基準変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、日本航空インターナショナルは燃油サーチャージ制度における改定基準の変更を検討し、次回改定予定の4月1日から、改定時期を年4回から毎月へ、そして、燃油指標価格となる所定期間を3ヶ月間から1ヶ月間へ変更することを、国土交通省へ申請することに致しましたので、ご案内申し上げます。

JALグループでは、費用の削減に努めておりますが、航空燃油費の一部を引き続きご負担頂くことにつきまして、何卒、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

燃油サーチャージ制度の変更内容(改定時期と所定期間)

1) 現行

改定時期

米国エネルギー省が公表するシンガポール燃油価格の「所定期間(3ヶ月)平均燃油価格」を、当社の燃油指標価格とし、年4回(4月、7月、10月、1月)改定する

各改定月の燃油指標価格となる所定期間

- ・4月改定時は、11-1月の平均燃油価格を燃油指標価格とする
- ・7月改定時は、2-4月の平均燃油価格を燃油指標価格とする
- ・10月改定時は、5-7月の平均燃油価格を燃油指標価格とする
- ・1月改定時は、8-10月の平均燃油価格を燃油指標価格とする

2) 改定後

改定時期

米国エネルギー省が公表するシンガポール燃油価格の「所定期間(1ヶ月)平均燃油価格」を、当社の燃油指標価格とし、年12回(毎月1日)改定する

各改定月の燃油指標価格となる所定期間

- ・改定時の前々月(1ヶ月間)の平均燃油価格を燃油指標価格とする

例) 4月に適用される燃油指標価格は2月1日から2月28日までの平均燃油価格とする。

なお、米国エネルギー省が公表する日々の市場価格情報につきましては、引き続き当社ホームページにて開示、ご案内してまいります。(www/jal.co.jp/jalcargo/fuel)

以上